

指定管理者施設の見直しの対応（対応済案件）

1. 各施設の見直し方針に対する対応

○現状以外の方向性が示された施設

施設名〔所管課〕	対 応 状 況 等
施設の方向性及び課題	
宇和海自然ふれあい館 〔自然保護課〕 愛南町への譲渡（譲渡困難な場合で、施設改修に多額の財源が必要になったときは廃止）	○平成24年4月には、施設整備後10年が経過し、一定の条件のもと譲渡等財産処分に係る国庫補助金の返還が不要となり、愛南町からは町施設として活用したいとの要望があったため、現指定期間が満了する25年度末をもって廃止し、平成26年4月1日をもって愛南町へ譲渡
産業情報センター 〔産業創出課〕 現指定期間中（～26.3.31）に抜本的に見直し（「情報化」にかかわらず、新たな機能を持たせることも含め検討）産業情報ネットワーク等機器整備を伴う情報化支援の縮小検討	○産業情報総合ネットワークについては、ITを取り巻く現状を踏まえ、県が莫大な経費をかけて引き続き支援する必要性は相対的に乏しくなっていると考えられることから、平成22年度末をもって廃止 ○2階のインキュベート機能は継続（首都圏IT企業が25年4月に入居）。1階は、一部模様替え等を行い、IT産業の振興に向けた人材育成研修の場として更なる活用を推進 ○平成26年度からテクノプラザ愛媛に統合（別館化）
物産観光センター 〔観光物産課〕 現指定期間満了（～26.3.31）をもって廃止（廃止後のスペースの活用策も併せて検討）代替機能として、物産観光情報発信拠点のあり方についての検討	○物産観光センターについては、24年7月末をもって廃止 ○愛媛県経済成長戦略2010及び愛媛県観光振興基本計画においては、物産観光情報発信拠点の機能強化を図ることとされていることから、24年8月、松山市中心部に「えひめ愛顔の観光物産館」を設置 ○「えひめ愛顔の観光物産館」は、公の施設ではなく、県外からの観光客が主に利用する施設として整備 ○廃止後のスペースについては、国際貿易センターの一部として指定管理者に管理を委託

○当面は県立施設として維持する施設

施設名〔所管課〕	対 応 状 況 等
施設の方向性及び課題	
えひめこどもの城 〔子育て支援課〕 子育て環境の変化等を把握しながら、常に問題意識を持ちつつ、適正に運営	○施設の有効活用を図るために、子育てを取り巻く各種環境の変化や県内の児童館等の設置運営状況を把握しながら、通常事業のほか、季節に応じた企画事業、企業・他施設等とのタイアップ事業、ボランティアを活用した自主企画事業などの各種事業を拡充 ○子育て環境の変化等の把握のために県内の児童館等と連携
障がい者更生センター 〔障がい福祉課〕 施設の抜本的改修で多額の財源が必要となる場合は、廃止も含め検討	○施設の老朽化への対応として、平成27年度に廃止も含めて検討した結果、平成29年度開催の全国障害者スポーツ大会等による宿泊等の利用者の増加が見込まれることや、道後地区に存する低廉な宿泊施設として福祉の向上に資する施設であることから、施設存続を決定 ○平成28年度に、利用者の利便性や安全性、建物の耐久性の向上を図るために、抜本的な修繕工事を実施
南予レクリエーション都市公園 〔都市整備課〕 長期的スパンで、市町への譲与も含めた公園の有効活用	○地元市町が主体となり設置した「ホッと南レク活性化全体協議会」で、市町への譲与も含めた公園の有効活用について継続的に検討 ○愛媛大学等と連携した事業や県の支援を受け公園施設を整備するための事業を実施
道後公園 〔都市整備課〕 松山市所有の近隣施設との一体的運営	○平成22年度から隣接する松山市の子規記念博物館に指定管理者制度が導入されたことを受け、共同開催のイベント等を実施するとともに、利用者の意見や管理運営面での効果、課題等を踏まえながら、更に指定管理者間の連携を促進 ○平成26年度に史跡の保存管理と都市公園としての利用の両立を図るために「道後公園活性化計画」を策定
生活文化センター 〔文化・スポーツ振興課〕 耐震化への対応の是非を判断する時期には、廃止も含めて検討	○耐震診断の結果、耐震改修が必要となったが、利用率が高く、利用団体の受け皿となる代替施設がないなどの理由から、存続を決定

○引き続き県立施設として維持する施設

施設名〔所管課〕	対応状況等
施設の方向性及び課題	
<p>男女共同参画センター (旧女性総合センター) 〔男女参画・県民協働課〕</p> <p>利用率の低いスペースの利用促進 施設名の改称検討</p>	<p>○利用率の低いスペースの利用促進については、活用方法を見直し、名称変更の時期に合わせて老朽化した機器の撤去、レイアウト変更を行う等、施設機能の増進を図った。また、修繕を要する箇所等は適切に修繕・整備し、利用者の安全・利便性向上に努めるとともに、県HPや男女共同参画広報誌における施設紹介や、来館者等へのPRを引き続き実施</p> <p>○施設名の改称については、センターの利用者等へのアンケート結果や、愛媛県男女共同参画会議の意見を踏まえ、平成23年4月に「愛媛県女性総合センター」から「愛媛県男女共同参画センター」に名称変更</p>
<p>体験型環境学習センター 〔環境政策課〕</p> <p>「地球温暖化防止」の情報発信基地としての認知・理解の向上</p>	<p>○HPの作成・更新、パンフレット・イベント情報誌等の作成、県内学校への営業等について、こどもの城と一体で実施</p> <p>○施設外で事業を行う際には、積極的にエコハウス及び実施事業等を紹介</p>
<p>総合社会福祉会館 〔保健福祉課〕</p> <p>施設全体の利用促進</p>	<p>○施設利用率向上のために施設利用(予約)を簡素化</p> <p>○県内各種福祉団体の活動拠点として、利用料の減免を実施したことにより、利用率が向上</p>
<p>在宅介護研修センター 〔長寿介護課〕</p> <p>積極的な周知と、その効果の広報</p>	<p>○以下の方法により、センターの周知と研修効果を広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の広報誌、県政広報テレビやラジオなどの広報媒体を積極的に活用 ・受講者の拡大のために、一般の方や初めての方を優先 ・各地域で市町や公民館などが開催する研修に積極的に講師を派遣(出前講座) ・平成25年度から26年度にかけて「三浦保」愛基金を活用し、センターの施設見学を行うバスツアーや地域に出向いての出前セミナーを実施 ・センターの愛称及びキャッチフレーズの募集を平成26年度に実施するとともに、リニューアルしたパンフレットを配布(愛称：愛ケア) (キャッチフレーズ：みんなで学ぼう 介護のいろは) ・「働く家族の介護力強化セミナー」による県下各地での出前講座開催により、現役で働く世代に対する介護の理解促進及びセンターの広報を強化
施設名〔所管課〕	対応状況等
施設の方向性及び課題	
<p>国際貿易センター 〔産業政策課〕</p> <p>施設の利用促進</p>	<p>○老朽化の進んだ設備を適切に修繕・整備し、指定管理者の創意工夫が発揮できる環境を整備</p> <p>○当施設の指定管理者である愛媛エフ・イー・ゼット株式会社内に、引き続き営業専属職員を配置</p> <p>○施設の利用率向上・運営する指定管理者の収益向上・住民福祉の向上のために、閑散期等の自主企画イベントを充実</p>
<p>テクノプラザ愛媛 〔産業創出課〕</p> <p>インキュベートルームの活用向上策の検討</p>	<p>○施設に入居したことに対するインセンティブ向上のための活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP上での入居案内、関係団体へのパンフレット配布等の積極的な創業支援活動の実施 ・(公財)えひめ産業振興財団の様々な支援事業や、テクノプラザ愛媛に入居している愛媛県中小企業団体中央会・(一社)発明協会愛媛県支部が実施している事業を活用しやすい環境の整備 <p>○平成24年度からは、支援を必要とする企業等が入居しやすいよう、入居要件等を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の主な入居対象である研究開発に取り組む企業等に加え、創業予定者又は創業後間もない中小企業者やNPO法人を追加・入居期間を6年から10年へ延長 <p>○平成26年度からは、産業情報センターを統合</p>

施設名〔所管課〕	対応状況等
施設の方向性及び課題 えひめ森林公園 〔森林整備課〕 認知度向上、一層の利用促進	○利用者の増加を図るため、広報活動等を充実 ・HPの充実、マスコミ等への情報提供 ・ボランティア団体等へ情報提供を行い、各種イベントの実施 ・新たに設置した「林間休憩施設」「森林宿泊棟」を活用し、キャンプ場等の利用促進 ・自然や森林を生かした体験活動や、森林環境教育の実施 ・ボランティアフィールド等の整備による県民参加の森林づくり活動の推進
総合運動公園 〔都市整備課〕 国体に向けた改修等について、将来的な負担・利用も見据え適切に対応	○平成29年のえひめ国体に向けた改修等に当たっては、既存の施設を最大限に活用しつつ、国体後の施設の活用や利用者の利便性にも配慮
とべ動物園 〔都市整備課〕 計画的な施設改修の実施	○平成17年度の「県民に愛されるとべ動物園のあり方検討協議会」での提言に基づき、魅力ある展示施設の導入や改修、安全で快適な観覧環境の整備を計画的に実施 ○利用者のニーズや県の財政状況を見極めながら、可能なものから順次実施
県民文化会館 〔文化・スポーツ振興課〕 会議室の利用促進	○会議室の利用促進会議・研修・説明会など従来の利用方法とは異なる利用形態での貸出を推進

2. 総論として示された3つの課題に対する対応

課題 1	対応状況等
県民生活の中での「施設の存在」 (県民認知度の向上)	○各施設において、指定管理者と協力しながら、引き続き各々の施設の目的に応じた方法で広報及び関係団体への周知活動の実施 ○県民認知度の向上を図るための施設共通の取組として、施設の利用を希望する人が貸し会場等の情報を得やすくするため、県立施設を利用目的別に案内するサイトを作成・公開 (ホームページアドレス： http://www.pref.ehime.jp/h10900/shisetsu/annai.html)
利用料金の見直し(理解が得られる範囲での利用者負担の増)	○平成28年度に受益者負担の適正化の観点から、物価上昇や施設の新設・改修状況等や他県及び類似施設等を参考に検討を行い、2月議会で愛媛県手数料条例等で定める利用料金の改正を行った。 ※参考 指定管理施設の実際の利用料金については、愛媛県手数料条例等で定めている上限額の範囲内で、指定管理者が利用者数の動向等を考慮し、決定している。
課題 3 定期的な検証の仕組みの構築	対応状況等 ○事務事業評価において、必要性、妥当性及び有効性の観点から評価を実施 ○指定管理者のモニタリングを通じて、毎年度、管理・運営状況を確認・検証 ○更新の前年度には、指定管理者制度の導入効果を検証